

# 認証工場を経営する際の参考資料



社団法人 沖縄県自動車整備振興会

自動車分解整備事業を経営するには、沖縄総合事務局長の認証を得なければなりません。(道路運送車両法第78条)

道路運送車両法 (抜粋)

(認証)

第78条 自動車分解整備事業を営もうとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

- 2 自動車分解整備事業の認証は、対象とする自動車の種類を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる。
- 3 自動車分解整備事業の認証には、条件を附し、又はこれを変更することができる。
- 4 前項の条件は、自動車分解整備事業認証を受けた者(以下「自動車分解整備事業者」という。)が行う自動車の分解整備が適切に行われるため不当な義務を課することとならないものでなければならない。

【 分解整備の種類と作業の範囲 】 (道路運送車両法施行規則第3条)

1. 原動機 …………… 原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造。
  2. 動力伝達装置 …… 動力伝達装置のクラッチ(二輪の小型自動車のクラッチを除く。)、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備又は改造。
  3. 走行装置 …………… 走行装置のフロントアクスル、前輪独立懸架装置(ストラットを除く。)又はリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車(二輪の小型自動車を除く。)の整備又は改造。
  4. 操縦装置 …………… かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備又は改造。
  5. 制動装置 …………… 制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム(二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く。)若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキシューを取り外して行う自動車の整備又は改造。
  6. 緩衝装置 …………… 緩衝装置のシャシばね(コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く。)を取り外して行う自動車の整備又は改造。
  7. 連結装置 …………… けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置(トレーラー・ヒッチ及びボール・カップラを除く。)を取り外して行う自動車の整備又は改造。
- ※ 整備又は改造とは …… 自動車について何らかの変化を施す作業全般をいいます。特に整備とは給油脂、調整、部品交換、修理、その他の自動車の構造又は装置の機能を正常に保つ又は正常に復するための作業(行為)をいいます。

### 1. 認証の基準

自動車分解整備事業の認証に関する基準としては、次の点を満たすことが必要です。

- (1) 整備主任者の選任 …… 道路運送車両法施行規則第62条の2の2
- (2) 設備の状況 …… 道路運送車両法第80条（施行規則第57条）
  - イ) 常時分解整備しようとする自動車の収容場所 …… 別表1（面積等）
  - ロ) 設備機械器具工具・計器類 …… 別表2
- (3) 要員に関する基準 …… 道路運送車両法第80条
- (4) 申請者が適格者か否か …… 道路運送車両法第80条

### 2. 整備主任者の資格要件

事業場ごとに整備主任者を届出することが必要になります。  
整備主任者の資格は次のとおりです。

- 自動車整備士の技能検定のうち、1級又は2級の技能検定に合格した者。

### 3. 工員

事業場には、分解整備に従事する従業員（整備主任者を含む）を有すること。  
したがって、事業場の工員は2名以上が必要となります。

### 4. 整備士の保有数

事業場の整備主任者及び分解整備に従事する工員のうち、整備士の技能検定合格者（以下「整備士」という）の割合は、下表のとおりです。

自動車分解整備工（含 整備主任者）	整備士数
2人から 4人	1人以上
5人から 8人	2 //
9人から12人	3 //
12人から16人	4 //
17人から20人	5 //

整備士は、自動車整備士技能検定規則に基づく1級、2級または3級の整備士に合格した者の数が、従業員の数を4で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

### 5. 作業場の床面

屋内の作業場の床面は、平滑に舗装されていること。

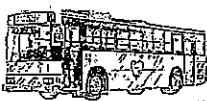
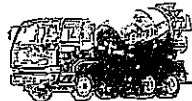




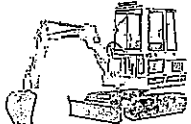
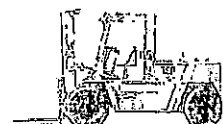

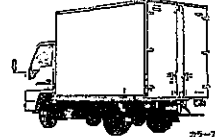



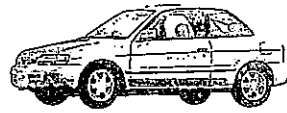
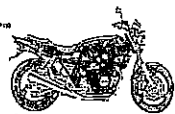


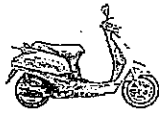
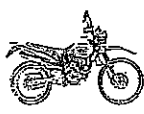
# 面積等の基準 (車両法第80条第1項第1号(施行規則第57条))

屋内作業場及び車両置き場は、整備対象装置ごとに以下のように定められています。

なお、二種類以上の装置の分解整備を行う場合は、該当する種類ごとに定められた基準にすべて適合することが必要です。

専業の種類	対象自動車	対象とする装置	屋内作業場					車両置き場		作業場の高さ		
			車両整備作業場		点検作業場		部品整備作業場(㎡)	間口(m)	奥行(m)	入口(m)	天井(m)	
			間口(m)	奥行(m)	間口(m)	奥行(m)						
普通自動車分解整備事業	普通自動車(大型) ・車両総重量8t以上 ・最大積載量5t以上 ・乗車定員30人以上	全部・原動機	5.0	13.0	5.0	13.0	12.0	3.5	11.0		3.9	
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	5.0	12.0	5.0	12.0	7.0					
		連結装置	3.5	12.5	3.5	12.5	7.0					
	大型特種自動車又は普通自動車(中型) ・最大積載量2t超 ・乗車定員11人以上 ・上欄に掲げるものを除く	全部・原動機	5.0	10.0	5.0	10.0	12.0	3.5	8.0		3.6	
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	5.0	9.0	5.0	9.0	7.0					
		連結装置	3.5	9.5	3.5	9.5	7.0					
	普通自動車(小型)、 ・貨物の運送に供するもの ・散水自動車、広報宣伝用自動車、置板自動車その他特種用途に供するもの ・上二欄に掲げるものを除く	全部・原動機	4.5	8.0	4.5	8.0	10.0	3.0	6.0		3.0	
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	4.5	7.0	4.5	7.0	6.0					
		連結装置	3.0	7.5	3.0	7.5	6.0					
	普通自動車(乗用) ・上三欄に掲げるものを除く	全部・原動機	4.0	8.0	4.0	8.0	8.0	3.0	5.5		2.5	
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	4.0	6.0	4.0	6.0	5.0					
		連結装置	2.8	6.5	2.8	6.5	5.0					
小型自動車分解整備事業	小型四輪自動車	全部・原動機	4.0	8.0	4.0	8.0	8.0	3.0	5.5		2.5	
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	4.0	6.0	4.0	6.0	5.0					
		連結装置	2.8	6.5	2.8	6.5	5.0					
	小型三輪自動車	全部・原動機	4.0	8.0	4.0	8.0	8.0	3.0	5.5		2.5	
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	4.0	6.0	4.0	6.0	5.0					
		連結装置	2.8	6.5	2.8	6.5	5.0					
	小型二輪自動車	全部・原動機	3.0	3.5	3.0	3.5	4.0	2.0	2.5		—	
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	3.0	3.5	3.0	3.5	4.0					
		連結装置	2.5	4.7	2.5	4.7	4.5					
	軽自動車分解整備事業	軽自動車	全部・原動機	3.5	5.0	3.5	5.0	6.5	2.5	3.5		2.5
			動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	3.5	4.4	3.5	4.4	4.5				
			連結装置	2.5	4.7	2.5	4.7	4.5				

※ 寸法は最小数値です。

事業の種類	対登録自動車	登録番号区分	該当する自動車の諸元	該当自動車の一例		
普通自動車	普通自動車(大型)	1	○ 最大積載量が5トン以上の普通自動車(特種用途自動車含)			
		8	○ 車両総重量が8トン以上の普通自動車(特種用途自動車含)	2ナンバー 乗車定員60名	8ナンバー 最大積載量7.5トン 車両総重量 15,000kg	1ナンバー 最大積載量10トン
		2	○ 乗車定員30人以上の普通乗合自動車			
	普通自動車(中型)	1	○ 最大積載量が2トン以上、5トン未満の普通自動車(特種用途自動車含)			
		8	○ 車両総重量が8トン未満の普通自動車(特種用途自動車含)	8ナンバー 車両総重量 7トン	2ナンバー 26人乗り	1ナンバー 最大積載量4トン
		2	○ 乗車定員11人以上29人迄の普通乗合自動車			
	大型特殊自動車	0	○ 大型特殊自動車			
		9		ショベルローダー	フォークリフト	
	普通自動車(小型)	1	○ 最大積載量が2トン未満の普通自動車(特種用途自動車含)			
		8	○ 車両総重量が8トン未満の普通自動車(特種用途自動車含)	1ナンバー 最大積載量2トン	8ナンバー 保冷車 最大積載量2トン、車両総重量4,500kg	
普通自動車(乗用)	3	○ 乗車定員が10人以下の普通乗用自動車及び幼児専用車				
	7		3ナンバー [総排気量2ℓ、長さ4.7m、巾1.7m、高さ2.0m] を超えるもの			
小型自動車	小型四輪	4	○ 乗車定員10人以下で総排気量2ℓ以下の小型四輪自動車			
		5		4ナンバー	5ナンバー	
	7					
	8					
小型三輪	66					
	小型二輪					
軽自動車	軽自動車	40	○ 総排気量660cc以下、長さ3.4m以下、巾1.48m以下、高さ2.0m以下			
		50		50ナンバー	40ナンバー	
		80				
		66				
		88				
						
		原動機付自転車50cc	軽二輪125cc			

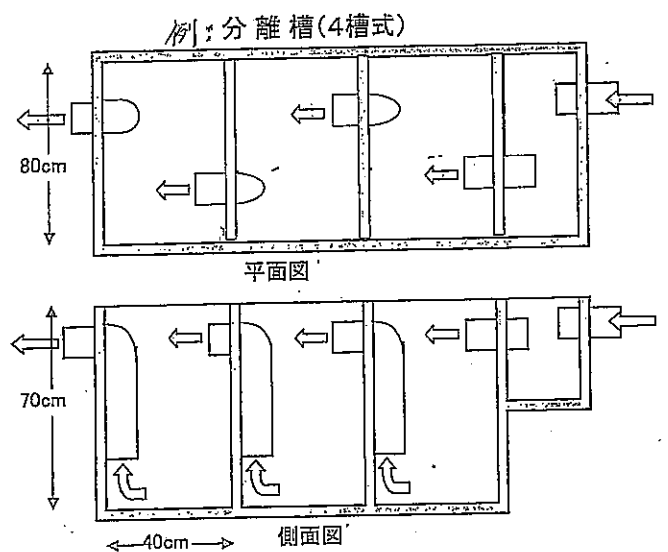
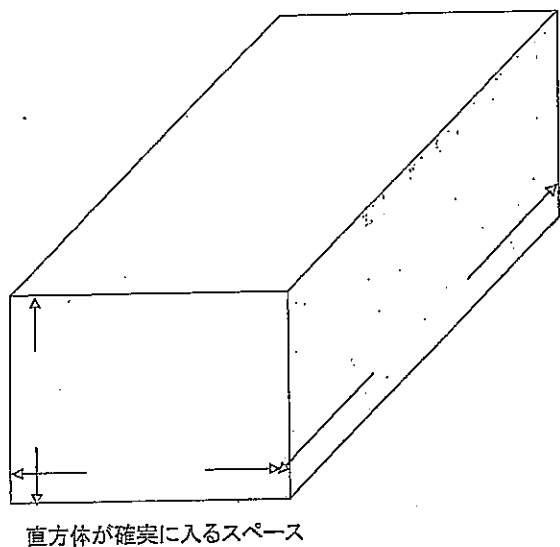
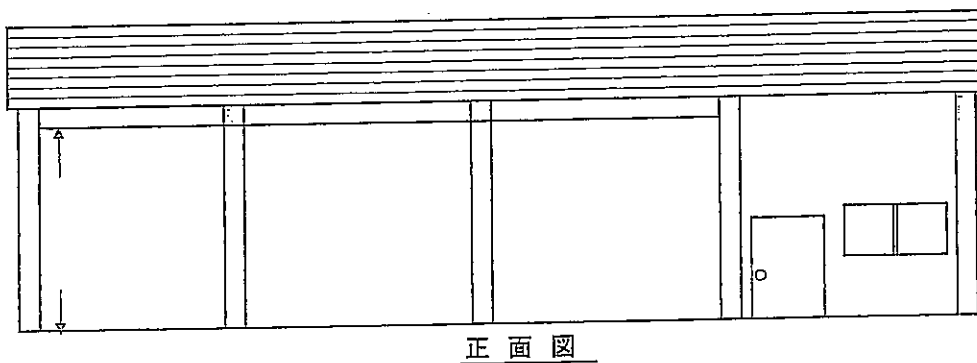
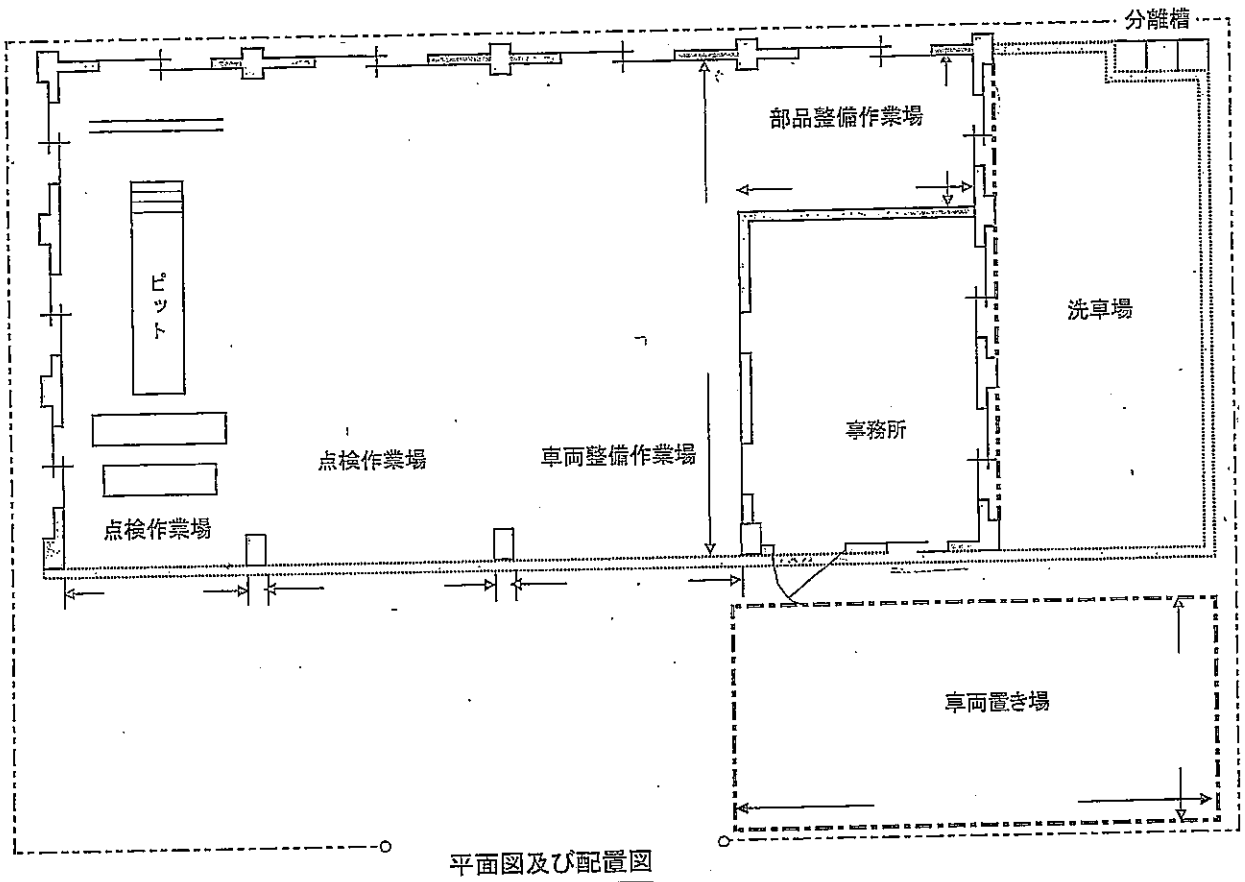
2. 設備 (作業機械工具・計器)

作業工具及び作業点検計器は、下記の能力以上のものが望ましい。

計器工具名	対象自動車			小 二 軽	原 動 機	運 動 装 力 傳 伝	走 行 装 置	操 縦 装 置	制 動 装 置	緩 衝 装 置	連 結 装 置	備 考
	普通(大) 普通(中) 大 特	普通 (小)	普通(乗) 小 四 小 三									
作業 機 械 ・ 計 器	プレス	油圧式 20KN (2トン)			○	○	○	○	○	○	○	小二不要
	エアコンプレッサー	0.5Mpa (5kg/cm <sup>2</sup> )			○	○	○	○	○	○	○	
	チェーン・ブロック	1トン	0.5トン		○						○	小二不要
	ジャッキ	5トン	1トン		○	○	○	○	○	○		小二不要
	バイス	口金巾 75mm			○	○	○	○	○	○	○	
	充電器				○							
	ノギス	150 mm			○	○	○	○	○	○	○	
点 検 計 器 及 び 点 検 装 置	トルク・レンチ	270 N	180 N	130 N	○	○	○	○	○	○	○	
	サーキット・テスタ	30 V			○	○	○	○	○	○	○	
	比重計				○							
	コンプレッション・ゲージ	ガソリン用 1.4Mpa ディーゼル用 3.5Mpa			○							
	ハンディ・バキュームポンプ	0～80Mpa (60cm・Hg)			○	○		○	○			
	エンジンタコメスタ	5,000min <sup>-1</sup> (rpm)			○	○		○				
	タイミングライト				○							ジーゼル不要
	ノズル・テスタ	35Mpa			○							ガソリン・LP不要
	シックネス・ゲージ	リーフ 75mm 8枚			○	○	○	○	○		○	
	ダイヤル・ゲージ				○	○	○	○	○	○		
	トーイン・ゲージ	2,000mm	1,600mm	1,200mm			○	○		○		カタピラ車、小三、 小二不要
	キャンバ・キャスト キング・ゲージ						○	○		○		
	ターニング ラジラス・ゲージ	40°					○	○		○		
	タイヤゲージ	0.8Mpa (8kg/cm <sup>2</sup> )					○					カタピラ車不要
亀裂点検装置	磁気探傷器、蛍光探傷器または染色探傷装置			○	○	○	○	○	○	○	○	小二不要
検車装置	オートリフト 5t エアリフト 2.5t ピット	オートリフト 5t エアリフト 2.5t ピット	エアリフト1.2t ピット	○	○	○	○	○	○	○		小二不要 左記のいずれか一つ
一酸化炭素測定器				○								ジーゼル車不要
炭化水素測定器				○								
工 具	ホイール・プーラ	対象自動車用	対象自動車用	対象自動車用			○		○			小二不要
	ベアリング・レース プーラ	対象自動車用	対象自動車用	対象自動車用			○	○		○		小二不要
	グリスガン	口土出圧 10Mpa (100kg/・)			○	○	○	○	○	○	○	
	部品洗浄槽	縦 横 深さ (mm) 500×700×150			○	○	○	○	○	○	○	

※ ○印は、対象とする装置の種類に掲げる装置を取り外して分解整備を行う事業場が当該各欄に掲げる作業機械等をそれぞれ備えなければならないことを示す。

# 1. 作業場面積



# 2. 設 備

## 設備の基準 (対象とする装置ごとに必要な作業機械等)

原：原動機、動：動力伝達装置、走：走行装置、操：操縦装置、制：制動装置、緩：緩衝装置、連：連結装置の略号です。  
 ○で囲んだ装置が分解整備事業に必要な作業機械となります。

<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>プレス</p>  <p>二輪</p>	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>エア・コンプレッサー</p> 	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>チェーン・ブロック</p>  <p>二輪</p>	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>ジャッキ</p> 	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>バイス</p> 
<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>充電器</p> 	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>ノギス</p> 	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>トルク・レンチ</p> 	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>サーキット・テスタ</p> 	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>比重計</p> 
<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>コンプレッション・ゲージ</p> 	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>ハンディバキューム・ポンプ</p> 	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>エンジン・タコメスタ</p> 	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p><del>ジ限定</del></p>  <p>ジ限定</p>	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>タイミング・ライト</p>  <p>ジ限定</p>
<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>ノズル・テスタ</p>  <p>ジ限定</p>	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>シクネス・ゲージ</p> 	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>ダイヤル・ゲージ</p> 	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>トーイン・ゲージ</p>  <p>二輪・三輪</p>	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>キャンバ・キャスト・ゲージ</p>  <p>二輪・三輪</p>
<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>ターニングラジাস・ゲージ</p>  <p>二輪・三輪</p>	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>タイヤ・ゲージ</p> 	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>亀裂点検装置</p>  <p>二輪</p>	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>検車装置</p>  <p>二輪</p>	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>CO・HCテスタ</p>  <p>二輪・ジ限定</p>
<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>ホイール・プーラ</p>  <p>二輪</p>	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>ベアリングレス・プーラ</p>  <p>二輪</p>	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>グリース・ガン</p> 	<p>原動機 走 操 制 緩 連</p> <p>部品洗浄槽</p> 	

注1. 全ての装置を認証の対象とする場合には、上記全ての作業機械等が必要となります。

2. 二輪：小型二輪のみを対象とする場合には当該作業機械等は必要としません。

3. 三輪：小型三輪のみを対象とする場合には当該作業機械等は必要としません。

4. ガ限定：軽油を燃料とする原動機の点検を行わない事業場は当該作業機械等は必要としません。



# 自動車分解整備事業認証申請に係る業務処理フローチャート

平成13年12月17日 作成 (平成14年4月1日改正)

